

退職後の健康保険制度のご案内

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

退職後の健康保険はお決まりですか?今お持ちの共済組合員証は、**退職の翌日から使用できません**。再就職する、家族の被扶養者になる、公立学校共済組合の任意継続組合員になるなど、それぞれの生活に応じた健康保険に加入することになります。退職する前に、退職後に加入する健康保険を確認しておきましょう。

退 職

再就職をしなかった場合

任意継続組合員になる

家族の被扶養者になる

国民健康保険に加入する

再就職をした場合

公立学校共済組合に加入する(再任用ハーフタイムやアルバイトなど)

健康保険に加入する(民間企業等)

健康保険や共済組合の加入条件に満たない場合
(再任用ハーフタイムやアルバイトなど)

〈任意継続組合員制度について〉

退職日まで引き続き1年と1日以上組合員だった方は、任意継続組合員になることを申し出ることにより、退職後2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができます。

なお、任意継続組合員になるためには、退職の日から20日以内に申し出て、掛金を納入することが必要です。詳細については、退職予定者向け冊子「ゆとり」をご覧ください。

一部繰上償還を実施します

お問い合わせ ☎

経理・貸付班 043-223-4122

実施は1月と7月のみ
年に2回のチャンスです!

一部繰上償還は、借受人の希望により、貸付金の一部を繰り上げて返済することができる制度です。元金が減ると、利息の負担も少なくなります。自己資金を把握して計画的に申込みましょう。

申出締切日

平成29年12月11日(月)必着

(期限にかかるわらず、早めの提出をお願いします。)

申出方法

「一部繰上償還申出書(様式第11号)」を作成し、82円切手2枚を添付の上、郵送又は持参してください。(提出の際には必ず控えをとり、所属で保管をしてください。)

手続きの流れ(1月一部繰上償還)

支部へ申出書を提出
(12月11日支部必着)

支部から所属へ
振込用紙を送付
(12月下旬)

各自、金融機関にて振込み
(1月1日~1月16日まで)

- 申出書は、所属所保管の「貸付事務の手引き」からコピーするか、当支部ホームページからダウンロードして使用してください。
- 一部繰上償還できる金額は、毎月償還のみの場合**10万円以上**、ボーナス併用償還の場合**20万円以上**で、1円単位となります。

全額繰上償還について

貸付金の全額を繰り上げて返済することのできる全額繰上償還は、**6・8・9・10・12・2・3月**に実施します。全額繰上償還を希望する月の前月10日までに、「全額繰上償還申出書」と82円切手1枚を提出してください。

繰上償還についての詳細は、所属所保管の**平成26年10月22日付け公立千第226号「繰上償還申込みにおける留意点について(通知)」**及び「貸付事務の手引き」22~32ページをご覧ください。